

小千谷駅前広場周辺再整備に係る基盤整備検討調査業務 仕様書

1 業務名

小千谷駅前広場周辺再整備に係る基盤整備検討調査業務

2 目的

小千谷駅駅前広場及びその周辺（以下「対象区域」という。範囲は別紙参照）において、駅前整備から数十年が経過し施設の老朽化やバリアフリー等の観点から再整備が急務となっている。対象区域において、小千谷市総合計画で掲げられた小千谷駅周辺のバリアフリー化と駅前広場を中心とした周辺施設の機能向上を図っていくため、関係機関との協議を進めながら、再整備基本方針及び再整備基本計画の検討・策定及び基本設計の実施、基盤整備検討に必要な現況地形測量等の各種調査を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、予算繰越の議決があった場合についてはこの限りではない。

4 対象区域

別紙「対象区域図」のとおり

5 業務内容

(1) 計画準備

業務工程表、業務計画書の作成

(2) 現況把握、将来予測

対象区域の概況の把握、利用状況（施設利用、土地利用等）の把握、将来利用状況の予測

(3) 現況地形測量・調査、関係者ヒアリング

基本設計に必要な測量、調査

(4) 課題の整理

対象区域の課題の整理、上位計画・関連計画との整理

(5) 整備方針の検討

① 将来の利用状況を予測したうえで、対象区域に必要な機能の検討を次の点から行う。

なお、各機能には現時点で想定するキーワードを列挙する。

- ・【交通結節機能】…バスタクシー乗降、駐輪場、レンタサイクル、パークアンドライド、キスアンドライド、レンタカー、有料駐車場、バリアフリー
- ・【交流機能・防災機能】…滞留スペース（オープンスペース）の確保・イベントの実施、待合場、一時避難場所
- ・【景観機能】…シンボル施設、地域（特徴）性、周辺施設の調和・統一性

- ・【サービス機能】…多目的トイレ、商業施設（駐車場含む）、通信（wifi）、観光案内、電気自動車充電

② 上記機能に応じた必要規模の算出

③ 配置計画の検討

※整備方針検討にあたっては、下記の関連事業、指針との関連性を考慮すること。

【関連事業】

- ・小千谷市地区交通戦略策定業務

【参照する指針】

- ・駅前広場計画指針「建設省都市局都市交通調査室監修、日本交通計画協会編集 平成10年」

(6) 基本設計図の作成

上記で検討した内容に基づいて、基本設計図の作成を行う。

(7) 概算工事費の算出

基本設計図に基づき、概算事業費の算出を行う。

(8) 協議資料の作成

基本設計に伴い、関係機関との協議に必要となる資料の作成を行う。

(9) 照査

設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 整備基本計画の作成

整備方針を踏まえた詳細な整備計画について、基本設計図をもとに整備基本計画を作成する。

(11) 庁内会議の運営支援（4回程度）

地域公共交通協議会（地区交通戦略検討分科会）、都市計画審議会等に出席し、資料作成、会議準備、会議出席、議事録作成などを行う。

6 打合せ協議等

本業務の適正かつ円滑な実施を図るため適宜打合せ協議を実施し、受託者はその内容について記録し、相互に確認するものとする。

7 成果品

- (1) 業務報告書（調査報告含む）
- (2) 再整備基本方針
- (3) 再整備基本計画
- (4) その他、市職員が指示する資料
- (5) 上記各電子データ

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、協議の上実施すること。
- (4) 本業務に必要な資料で市が所有する資料等の貸与が必要な場合は、受託者より書面で申し出るものとし、業務終了時に速やかに返却すること。
- (5) 本業務により作成された成果品、著作権等の権利は、すべて市に帰属し、市が自由に編集の上公表できるものとする。